

横浜市建設汚泥の再生利用個別指定業の指定に係る要綱

制定 平成21年9月7日 資産第1022号

(局長決裁)

(目的)

第1条 本要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第9条第2号及び第10条の3第2号の規定並びに横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則（平成5年2月横浜市規則第5号。以下「規則」という。）第32条の規定に係る「再生利用個別指定業」のうち建設汚泥の指定のために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本要綱における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 建設汚泥 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第6条第1項第4号イ（1）（ロ）に規定された「建設工事に伴って生じた汚泥」であって「建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について」（平成13年6月1日付け環産産発第276号環境省通知）の2.3（解説）（7）で規定する建設汚泥をいう。
- (2) 建設汚泥処理物 建設汚泥に中間処理を加えたものをいう。なお、指定を受けて再生利用に供される現場に搬入された時点で建設汚泥処理物は有用物として扱う。
- (3) 建設汚泥等 建設汚泥及び建設汚泥処理物をいう。
- (4) 公共工事 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第2項に規定する工事をいう。
- (5) 公益工事 鉄道事業者が行う鉄道施設の工事、軌道経営者が行う軌道の工事、一般電気事業者又は卸電気事業者が行う事業用電気工作物の工事、一般ガス事業者が行うガス工作物の工事及び都市計画法の規定により都道府県知事等の許認可等を得た都市計画事業の工事をいう。
- (6) 再生利用工事等 建設汚泥処理物を建設資材として利用する工事をいう。（別添1参照）
- (7) 施設等 建設汚泥の中間処理施設及び再生利用の用に供する施設をいう。
- (8) 取引先 建設汚泥等を排出する工事を行う者、当該建設汚泥等の収集運搬を行う者及び当該建設汚泥等の中間処理を行う者をいう。（別添2参照）

(再生利用個別指定業の申請)

第3条 規則第32条第1項に基づき、再生利用個別指定業のうち、建設汚泥の再生活用を事業範囲として指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、再生利用個別指定業指定申請書（第29号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。ただし、再生利用工事等が、公共工事又は公益工事（以下「公共工事等」という。）の場合は（5）、（6）、

(8)、(9)、(10)、(11)の添付を省略することができる。

(1) 事業計画の概要を記載した書類

- ア 再生利用工事等の名称
- イ 再生利用工事等の発注者名、工事金額、工期
- ウ 再生利用の場所及びその図面
- エ 建設汚泥等の利用用途
- オ 建設汚泥等の利用予定量
- カ 法令等に基づく許認可等を要する事業の場合、当該許認可等を得たものであることが確認できる書類
- キ 周辺地域の生活環境の保全に配慮された事業計画であることが確認できる書類
- ク 再生利用計画が反映された工事仕様書又は再生資源利用促進計画書の写し
- ケ 施工計画及び施工管理体制
- コ 再生利用において準拠しようとする技術基準の名称及びその写し
- サ 保管方法
 - (ア) 所在地、面積、保管上限を記載した書類
 - (イ) 平面図
 - (ウ) 所有権又は使用权を有することが確認できる書類
 - (エ) 管理体制
- シ 建設汚泥等の排出から再生利用されるまでのマテリアルフロー図
- ス 申請者と建設汚泥等を排出する工事を行う者との間の確認書の写し
 - (ア) 建設汚泥等を排出する工事の件名及び概要
 - (イ) 建設汚泥等の排出予定量及び利用予定量
 - (ウ) 利用予定時期
 - (エ) 建設汚泥処理物の利用用途
 - (オ) 建設汚泥処理物の品質及びその確認方法
- セ 再生利用を行う建設汚泥の排出予定箇所において事前ボーリングした試料の分析結果（原則として工事面積2,500平方メートルごとに1検体とするが、発生場所が工場等の跡地等で汚染の可能性がある場合はおおむね100立方メートルごとに1検体とする。）
- ソ 土壌環境基準、土壌汚染対策法、その他関係法令等で定める品質を満足させるための方策
- タ 国土交通省によって定められた利用用途ごとの設計・施工基準等の品質基準である「建設汚泥処理土利用技術基準（平成18年6月12日）」の表-4「建設汚泥処理土の適用途標準」を満足させるための方策

(2) 取引関係を記載した書類

- ア 建設汚泥等を排出する工事を行う者
 - (ア) 建設汚泥等を排出する工事を行う者の氏名又は名称及び所在地
 - (イ) 工事名称
 - (ウ) 発注者名、工事金額、工期
 - (エ) 工事の場所及びその図面

- (オ) 排出する建設汚泥等の性状
- (カ) 建設汚泥等の処理方法
- (キ) 産業廃棄物処理施設を有する場合、施設の概要
 - a 設置の場所
 - b 施設の平面図、立面図、断面図、構造図、処理工程図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
 - c 施設の種類
 - d 施設の処理能力
 - e 位置、構造等の設置に関する計画書
 - f 施設を設置しようとする場合は、着工予定年月日及び使用開始予定年月日
 - g 施設を設置しようとする場合は、工事の着工から施設の使用開始に至る具体的な計画書
 - h 施設を設置しようとする場合は、施設の設置が周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査を記載した書類
 - i 維持管理に関する計画書
- (ク) 生活環境保全上の対策
 - a 粉じん飛散対策
 - b 汚水流出対策
 - c 騒音振動対策
 - d その他生活環境保全に係る対策
- (ケ) 品質管理
 - a 基準
 - b 方法
 - c 分析
- (コ) 保管方法
 - a 所在地、面積、保管上限を記載した書類
 - b 平面図
 - c 所有権又は使用权を有することが確認できる書類
 - d 管理体制
- (サ) 建設汚泥等の再生利用について排出する工事を行う者と発注者との間で合意した文書の写し
- (シ) 工事請負契約書の表紙の写し
- イ 建設汚泥等の収集運搬を行う者
 - (ア) 建設汚泥等の収集運搬を行う者の氏名又は名称及び所在地
 - (イ) 委託契約書及び許可証の写し（ただし、他人の産業廃棄物の運搬を業として行うことができる者であって委託しようとする産業廃棄物の運搬がその事業の範囲に含まれる者に委託する場合に限る。）
 - (ウ) 運搬計画及び管理体制
- ウ 建設汚泥等の中間処理を行う者
 - (ア) 建設汚泥等の中間処理を行う者の氏名又は名称及び所在地

- (イ) 委託契約書及び許可証の写し（ただし、他人の産業廃棄物の処分又は再生を業として行うことができる者であって委託しようとする産業廃棄物の処分又は再生がその事業の範囲に含まれる者に委託する場合に限る。）
 - (ウ) 処理を行う建設汚泥等の性状
 - (エ) 建設汚泥等の処理方法
 - (オ) (2) ア(キ)、(ク)、(ケ)及び(コ)の規定の例によること。
- (3) 生活環境保全上の対策を記載した書類
- ア 粉じん飛散対策
 - イ 汚染流出対策
 - ウ 騒音振動対策
 - エ その他生活環境保全に係る対策
- (4) 再生利用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類
- (5) 申請者が法人である場合には、その法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (6) 申請者が個人である場合には、その住民票の写し
- (7) 建設汚泥処理物の工事間利用に関する確認書
- (8) 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条第5項第2号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面
- (9) 事業を行うに足りる知識及び技術的能力を説明する書類
- (10) 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- (11) 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

(指定証の有効期間)

第4条 指定証の有効期間は、5年とする。ただし、市長が必要であると認める場合は有効期間を変更することができる。

2 指定証は、その有効期間が満了する前に更新することができる。

(指定の基準)

第5条 市長は、その事業の用に供する施設及び申請者の能力等が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、指定してはならない。

(1) 施設等の設置に関する基準

ア 省令第12条第1号及び第3号から第7号まで並びに省令第12条の2第2項に規定する基準

イ 施設等の設置に関する計画が当該施設等に係る周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされたものであること。

(2) 施設等の処理に関する基準

ア 発生量見込みが適正であり、処理計画に見合った処理能力を有すること。

イ 品質を確保できる設備であること（試験等での実証）。

ウ 建設汚泥を再生利用するために産業廃棄物中間処理業者の有する施設で処理を行う場

合には、市内で中間処理を行う場合に限るとともに、当該再生利用に係る建設汚泥は他の廃棄物と区分して処理されること。

- (3) 産業廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
- (4) 産業廃棄物の処理を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
- (5) 再生利用工事等一式を他社に請け負わせることがないこと。
- (6) 引き取った建設汚泥処理物の全量を資材として再生利用の用に供するような事業計画であること。
- (7) 再生利用の過程において生ずる廃棄物の処理を適切に遂行できること。
- (8) 再生利用において生活環境保全上の支障が生じないこと。
- (9) 法第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないこと。
- (10) 建設汚泥等の保管に関する基準
 - ア 建設汚泥等のストックヤードについては十分な面積の確保及び飛散や降雨による流出の防止対策等がなされていること。
 - イ 保管のための管理体制（保管管理者の設置等）が整っていること。
- (11) 建設汚泥等を確実に運搬できる管理体制が整えられていること。また、委託により運搬を行う場合は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を使用すること。
- (12) 申請者と建設汚泥等を排出する工事を行う者との間で、再生利用に関する計画が書面により確認されていること。
- (13) 排出現場が他の都道府県等に及ぶ場合は、排出現場を所管する都道府県等から事前に了解を受けていること。

（施設等の維持管理に関する基準）

第6条 指定を受けた者は、次の各号に掲げる施設等の維持管理上の基準に従い、その処理を行わなければならない。

- (1) 施設等の運転管理体制が整っていること。
- (2) 建設汚泥の処理量、固化剤等の購入量及び添加量、建設汚泥処理物の発生量などの運転記録を管理できる体制が整っていること。
- (3) 処理工程からの排出時及び再生利用現場への搬入時に建設汚泥処理物の品質を確認できる体制が整っていること。
- (4) 建設汚泥等の性状の分析及び管理を適切に行うことができる者が設置されていること。

（建設汚泥処理物の利用用途及び品質）

第7条 指定を受けた者は、建設汚泥処理物が次の各号に掲げる利用用途及び品質に適合したものでなければ、引き取ってはならない。なお、品質の確認は原則として工事面積2,500平方メートルごとに1検体とするが、発生場所が工場等の跡地等で汚染の可能性がある場合はおおむね100立方メートルごとに1検体とする。

- (1) 国土交通省によって定められた利用用途ごとの設計・施工基準等の品質基準である「建設汚泥処理土利用技術基準（平成18年6月12日）」の表-4「建設汚泥処理土の適用用途標準」
- (2) 土壤環境基準、土壤汚染対策法、その他関係法令等で定める品質

(環境保全対策)

第8条 指定を受けた者は、周辺環境の生活環境保全上の支障が生じないよう次の各号に掲げる対策を講じなければならない。

- (1) 粉じん飛散対策
- (2) 汚水流出対策
- (3) 騒音振動対策
- (4) その他生活環境保全に係る対策

(再生利用個別指定業の事業範囲の変更の申請)

第9条 規則第32条第2項に基づき、事業範囲の変更(取り扱う廃棄物の種類、処理方法の変更等)をしようとする場合は、指定を受けた者は、再生利用個別指定業変更指定申請書(第30号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、第3条第2項に規定する書類及び図面のうち、事業範囲の変更に係るものを添付しなければならない。

(再生利用個別指定業に係る変更の届出)

第10条 規則第32条第4項に基づき、第3条及び第10条に記載した事項(事業範囲の変更を除く。)を変更したときは、変更した日から10日以内に、再生利用個別指定業申請事項変更届出書(第32号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の届出書には、第3条第2項に規定する書類及び図面のうち、変更に係るものを添付しなければならない。

(指定の取り消し)

第11条 市長は、指定を受けた者が第5条に規定する指定の基準に該当しなくなったときは、指定を取り消すことができる。

(標準処理期間)

第12条 再生利用個別指定業の指定に係る標準処理期間は、規則第32条第1項に基づく再生利用個別指定業指定申請書の受理後、60日とする。

また、事業範囲の変更における標準処理期間は、規則第32条第2項に基づく再生利用個別指定業変更指定申請書の受理後、50日とする。

(報告)

第13条 指定を受けた者は、毎年6月30日までにその年の3月31日以前の1年間における再生利用実績を書面により報告すること。

- 2 指定を受けた者は、第7条に規定する品質の確認結果について速やかに報告すること。

(立入検査)

第14条 指定を受けた者は、本市の立入検査を受けた場合、円滑な立入検査が行われるよう協力し

なければならない。

(その他)

第15条 本要綱において特に定めがない事項については法及び「建設汚泥の再生利用指定制度の運用における考え方について」(平成18年7月4日 環産発第060704001号通知)に準ずるものとする。

2 申請者が建設汚泥処理物の再生利用を行う際の取引価格については指定の審査対象としないものとする。

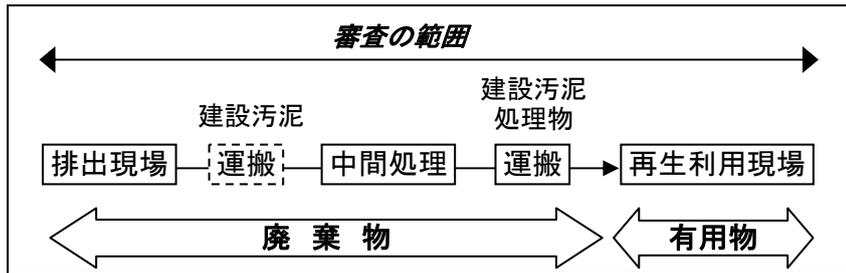
3 当分の間、再生利用個別指定業の対象は公共工事等に限るものとする。

4 当分の間、再生利用個別指定業(再生輸送)については指定を行わないものとする。

(附則)

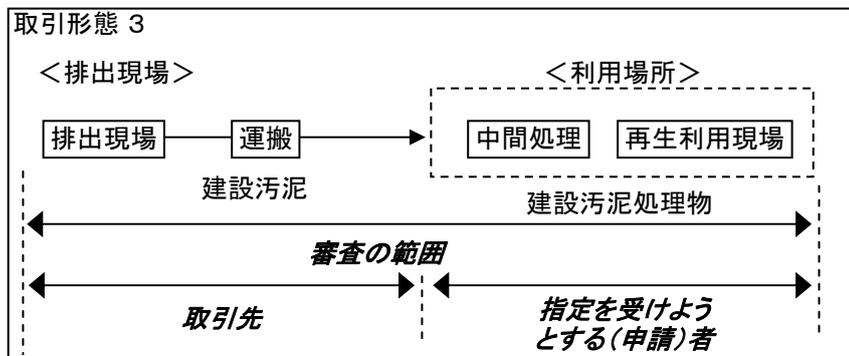
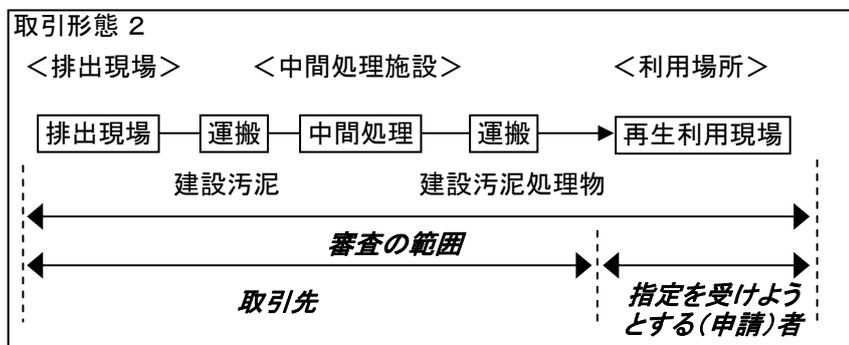
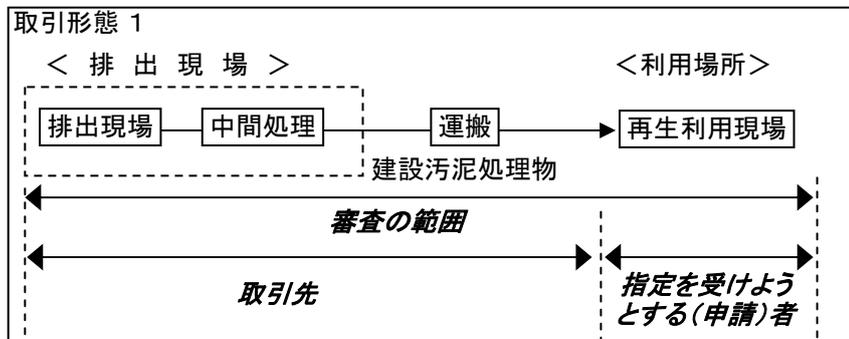
この要綱は、平成21年9月7日から施行する。

別添 1



※ 再生利用現場等に搬入された時点で有用物とする。
 なお、有用物とは利用の用途に要求される品質を満たし、利用に当たって生活環境の保全上の支障が生じるおそれがなく、また、その搬出が適正な再生利用のための需要に沿った計画的なものをいう。

別添 2



※ 取引先には建設汚泥等(建設汚泥及び建設汚泥処理物)を排出する工事を行う者、当該建設汚泥等の収集運搬を行う者及び当該建設汚泥等の中間処理を行う者を想定。